

令和 3 年第 3 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	市長就任の所信表明について	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定）	P 11
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例等の一部改正）	P 12
4	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P 12
5	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度さくら市一般会計補正予算（第15号））	P 13
6	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度さくら市一般会計補正予算（第2号））	P 13
7	押上小学校大規模改造工事請負契約について	P 14
8	議案説明資料 参照法令等	P 16
9	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P 17
10	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 90
11	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P107

本臨時会は、私が 2 期目の市長就任後、初めての議会となりますので、今後の市政経営に対する私の所信を申し述べ、議員各位や関係各位、市民の皆様のご理解とご協力を仰ぎたいと存じます。

このたびの任期満了によるさくら市長選挙におきまして、引き続き 4 年間にわたり、さくら市政の舵取りを担わせていただくこととなりました。無投票となったことに際しましては、コロナによる選挙忌避感と共に、しっかりやれ、との市民の激励を感じ取ることができました。改めて、身の引き締まる思いであります。

与えられた 4 年間で限定的であるとの実感に基づき、しっかりと到達点を見据えながら、各施策の計画的で着実な実行を図ってまいります。しかし同時に、新型コロナウイルスの感染拡大や自然災害など、計画には書かれていない事態が頻発、断続するのが近年の現実実態であります。計画的実行と、即時即断、緊急事態にも柔軟適切に対処することができますよう、執行体制整備にも日頃から配慮し、初心に立って、謙虚に、市政経営に取り組んでまいりたい所存です。

さてまず、1期目の4年間は、ふるさと「さくら市」をさらに住みよい、暮らしを楽しめる小都市にしたいとの思いで、特に重点的に取り組むべき内容を「進化プラン」として掲げて、市議会や市民の皆様のご理解やご協力をいただき、取り組んでまいりました。県議会における経験やこれまでのネットワークを最大限に生かすことにも努めてきたつもりです。そして、市職員には、進取主義、市民第一主義、質実主義、実行主義の徹底をお願いし、ともに市政の幅広い課題に取り組んでまいりました。

その結果として、進化プランではいくつもの取り組みで、具体的な成果が出てきています。

具体的に、それらの一部を挙げれば、

産業の進化では、交流人口倍増を達成、企業誘致も15社となり、

教育の進化では、学力県内トップクラスを複数学年で達成、さくら未来塾が開設、

働き・子育て環境の進化では、待機児童ゼロ達成、子育て包括支援センター開設、

医療・福祉・移動手段の進化では、通院コンタ号の導入や増便、断らない相談窓口の開設、

ふるさとの進化では、国際友好都市締結、桜の植樹などです。

職員による市の窓口対応も向上し、来庁される方々からは高い評価をいただいているところです。また、前例踏襲を改め、市民の要望が強い認定外道路の改修への一部着手、農振除外手続きの一部見直しも実行しました。「さくら市での暮らし懇談会」を行政区単位で開始し、市民活動支援センターを開設しました。いきいきクラブの優遇制度を開始し、市施設では美しいトイレ整備に着手しました。更にさくらテラス展示やプロジェクトマップ、歴史小説家とのコラボ、SNS等による魅力発信、シティプロモーションを開始しました。

さくら市長としての2期目となるこれからの4年間につきましては、このように、出始めた成果について、市民の皆様により鮮明に、目に見えて実感していただくことができますよう取り組んでまいります。

私が掲げた「進化プラン」は10年を目標とした取り組みであります。農産物や商店の売上向上を重要課題としているなど、取組内容について市民理解が進み、効果が出始めている「進化プラン」はまさに「実行中」であります。その目標達成に向けた重要な4年間となります。

まずは、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種での感染蔓延防止とともに、厳しい状況にある中小企業や個人事業主の皆さんの経営をしっかりと支援してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種については、市医師団の積極的なご協力をいただき、4月28日から高齢者向け接種が開始されました。当初は85歳以上からを対象とし、その後、年齢を拡大するとともに、高齢者施設での接種も進めてまいります。高齢者向け接種に際しては、市内循環バスも運行させるなどの対応をしているところです。

国からのワクチン供給の状況により、日程が流動的な面がありますが、高齢者分については、希望する方の接種が7月中に完了するよう工夫してまいります。また、高齢者以外の方につ

いても、可能な限り早期の接種完了に向けて、令和3年度の最優先プロジェクトとして取り組んでまいります。

そして、長引く新型コロナウイルス感染症の影響での中小企業や個人事業主の方々への支援では、この4月から、新たな融資制度とともに支援交付金制度を設け、受付も始めたところです。早期に新型コロナウイルスの影響から脱却し、市民の皆さんが安心して生活を楽しめるよう、関係機関と一丸となって取り組んでまいります。

その上で、第2次さくら市総合計画（第2期さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む）を基にしながら、産業の進化、教育の進化、働き・子育て環境の進化、医療・福祉・移動手段の進化、ふるさとの進化という5つの進化に引き続き取り組んでまいります。

重要なプロジェクトも控えています。給食センター整備やお丸山の「全山プロジェクト」と銘打った活性化、防災対策としての荒川の堤防の強靱化と桜並木の再整備、そして、「小都市の核」としての氏家駅前の整備などです。どのプロジェクトもこ

れからの4年間でしっかりと形にする、あるいは方向性を明確に示せるよう、取り組みを強化してまいります。

現在、氏家駅付近や道の駅では滞留空間整備を開始しており、更に実施します。勝山公園に桜見本園、総合公園には壁打ちのメッカたる施設を誕生させます。健康マイル制度を始動致します。

また、コロナ禍で注目度を上げているDX（デジタルトランスフォーメーション）は重要であります。私は本市において「スマートな小都市（まち）宣言」を行い、これにより、市民の皆様の利便性向上と市役所業務の効率化に努めてまいります。具体的には、すでに導入した「かんたん窓口」システムの有用性が確認されていますので、このシステムの拡大により市民の皆さんの窓口での時間短縮と簡略化を進めるとともに、電子申請（オンライン申請）等の取り組みについても、国や県と連携しながら進めてまいります。そして市役所業務のRPA（ロボティックプロセスオートメーション）の拡大により、これまで職員が対応していた定型業務の自動化での効率化や対応時間短縮に努めてまいります。また、SNSを活用した生活情報の発信

を強化し、キャッシュレス決済導入による特典付与、スマート農業の推進による産業の強化、リモートワーク、ワーケーションの推進などに取り組んでまいります。

学校現場でのDXと言えるギガスクール構想の実行は一気呵成となり、ICT教育としてすべての児童生徒にタブレット端末が配備されました。本市では小中学校へのタブレット配備は3年前に開始して実践研究をいち早く進めてきており、際立った取組が進行しておりますが、児童生徒一人一台のタブレットの本格的活用がいよいよスタートしてまいります。これが真に子供たちのためになりますよう、学校現場と連携して、その取組みをしっかりと支えてまいります。

一方、新型コロナウイルスは、市の財政にも大きな影響を及ぼしています。令和3年度当初予算は、予算額としては187億8千万円となっておりますが、歳入の根幹となる市税については3億9,500万円の減を、また、市債発行額は15億1,600万円と対前年度比で2億9,500万円増を見込んでいます。基金残高では、減債基金が対前年度比で2億9,700万円の減となるなど、厳しさを増しています。

そのため、財政の健全化の視点も重視しつつ、保育園の民営化やF M（公共施設総合管理計画）での施設の統廃合の推進、受益者負担の適正化など、市民の皆様のご理解とご協力もいただきながら取り組むとともに、新たな企業誘致や産業団地造成、ふるさと納税制度の活用などによる市税収入確保の取組みにもさらに注力してまいります。

庁内体制については、引き続き働き方改革に努めながら、同時に組織力の強化、外部人材の登用や民間組織との連携を図ります。また、再任用期間5年を目前に定年後に着目した機構改革をはじめ、不断の改革に取り組む、さくら市のチーム力を向上させます。

以上、まずは各方面の力を合わせて新型コロナを乗り越えることに全力を注いでまいります。コロナ後の再起動はバージョンアップで行える様、準備してまいります。

そして、ここまで申し上げてきました通りの多くの取組みにより、人口増加率県内1位、そして年少人口比率1位と子どもが県内一多い本市の魅力を更に高め、将来像としての「暮らしを

楽しめる 健康、里山、さくらの小都市(まち)」を目指して「さくら市の進化」を実現してまいります。

議員の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。2期目の就任に際してのご挨拶といたします。

引き続き、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認5件及び契約1件であります。

議案第1号から議案第5号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第 2 号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、感染症対策の体制を強化するなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 3 号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、土地に課する固定資産税の負担調整措置の仕組みを継続するなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 4 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第 1 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 15 号）であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したこと等により、既定予算額に 1,115 万 7 千円を追加し、予算の総額を 246 億 2,116 万円といたしました。

歳入の主なものは、7 款地方消費税交付金で、社会保障財源交付金 7,107 万 5 千円、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,929 万 7 千円を追加、19 款繰入金で、減債基金繰入金 223 万 9 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、桜の郷づくり事業費 1,096 万円、6 款農林水産業費で、森林経営管理制度事業費 162 万 3 千円、10 款教育費で、博物館作品購入等事業費 136 万 7 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債の補正は、庁舎非常用電源整備事業費ほか 10 件の限度額を変更したものであります。

専決処分第 5 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第

2号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額に7,682万6千円を追加し、予算の総額を193億4,084万2千円とするものであります。

歳入では、15款国庫支出金で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費補助金7,400万円、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事務費補助金282万6千円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2款総務費で、住民情報関連システム管理事業費160万円、3款民生費で、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業費7,522万6千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第6号は、押上小学校大規模改造工事請負契約についてであります。

本案は、押上小学校の校舎の長寿命化を実施するため、栃木県さくら市草川66番地1、株式会社 荒牧組、代表取締役 ^{すぎやま} 杉山 ^{つよし} 剛氏と契約金額2億2,550万円で契約したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会在が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第55号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (1/6)

改 正 案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定す</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</p> <hr/> <p>等について説明し、当該利用者の理解を得なければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定す</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (2/6)

改 正 案	現 行
<p>る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(20) 略</p> <p>(20の2) <u>介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費のサ</u></p>	<p>る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(20) 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (3/6)

改 正 案	現 行
<p><u>サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣の定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。</u></p> <p>(21)～(30) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対</p>	<p>(21)～(30) 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2・3 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (4/6)

改 正 案	現 行
<p><u>し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p>第24条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第30条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講</u></p>	<p>(揭示)</p> <p>第25条 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (5/6)

改 正 案	現 行
<p><u>じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち居宅介護サービス計画費及び特例居宅介護サービス計画費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年さくら市条例第19号）（第1条関係） (6/6)

改 正 案	現 行
<p><u>書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第35条 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第34条 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (1/43)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p><u>第10章 雑則（第203条・第204条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第47条第4項第2号において同じ。</u>）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることのできる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第151条第12項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう<u>第151条第12項において同じ。</u>）</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (2/43)

改 正 案	現 行
<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第47条第4項第3号</u>において同じ。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第4号</u>において同じ。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第47条第4項第5号</u>、<u>第64条第1項</u>、<u>第65条</u>、<u>第82条第6項</u>、<u>第83条第3項</u>及び<u>第84条</u>において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第47条第4項第6号</u>、<u>第64条第1項</u>、<u>第65条第1項</u>及び<u>第82条第6項</u>において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第47条第4項第7号</u>、<u>第64条第1項</u>、<u>第65条第1項</u>及び<u>第82条第6項</u>において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第47条第4項第8号</u>及び<u>第5章から第8章まで</u>において同じ。）</p>	<p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう_____。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう_____。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。_____第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。_____第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。_____第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。_____第5章から第8章までにおいて同じ。）</p>
<p>(9)～(12) 略</p>	<p>(9)～(12) 略</p>
<p>6～12 略</p>	<p>6～12 略</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第31条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (3/43)

改 正 案	現 行
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第32条の2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第33条 略</p> <p>2 略</p> <p>(衛生管理等)</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (4/43)

改 正 案	現 行
<p><u>めの対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員</u>又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この項第59条の17第1項及び第87条にお</p>	<p>(揭示)</p> <p>第34条 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、<u>市の職員</u>又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (5/43)

改 正 案	現 行
<p>いて「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録</p>	<p>いて「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (6/43)

改 正 案	現 行
<p>を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（<u>第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間</u>）保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>（訪問介護員等の員数）</p> <p>第47条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。<u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (7/43)

改 正 案	現 行
<p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上_____</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて____ <u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等</u>が1以上確保されるために必要な数以上_____</p>	<p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら<u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等</u>が1以上確保されるために必要な数以上とする。 <u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p>	
<p>4 <u>指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u></p>	
<p>(1) <u>指定短期入所生活介護事業所</u> (2) <u>指定短期入所療養介護事業所</u> (3) <u>指定特定施設</u> (4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> (5) <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u> (6) <u>指定地域密着型特定施設</u> (7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p>	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (8/43)

改 正 案	現 行
<p>(8) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p>(9) <u>指定介護老人福祉施設</u></p> <p>(10) <u>介護老人保健施設</u></p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) <u>介護医療院</u></p> <p>5 <u>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>6 <u>当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型</p>	<p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第55条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (9/43)

改 正 案	現 行
<p>訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p> <p>3 <u>前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超</u></p>	<p>訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との</u></p> <p>_____連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、<u>当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等</u></p> <p>_____に行わせることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u></p> <p>4 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (10/43)

改 正 案	現 行
<p><u>えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第57条 略</p> <p>2 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間<u>（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）</u>保存しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。</u>この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーショ</p>	<p>（地域との連携等）</p> <p>第57条 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第59条 第9条から第22条まで、第27条、第28条、<u>第33条</u>から第38条まで、<u>第40条及び第41条</u>_____の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、<u>第33条第1項及び第34条</u>_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第14条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーショ</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (11/43)

改 正 案	現 行
<p>ンセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第59条の13 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>ンセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第27条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第59条の13 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (12/43)

改 正 案	現 行
<p>(非常災害対策)</p> <p>第59条の15 略</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第59条の16 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u><u>に実施すること。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、<u>指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活</u></p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第59条の15 略</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第59条の16 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、<u>市の職員</u> _____ 又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会 _____</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (13/43)

改 正 案	現 行
<p>用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（準用）</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と</u></u></p>	<p>（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（準用）</p> <p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条____、第34条から第38条まで____、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (14/43)

改 正 案	現 行
<p>_____読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。<u>第34条第1項において同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条</p>	<p><u>訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで_____、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。<u>第34条において_____同じ。</u>）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第34条中_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と</u>、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項_____中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (15/43)

改 正 案	現 案 行
<p>において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（<u>第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間</u>）保存しなければならない。</p>	<p>において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>（安全・サービス提供管理委員会の設置）</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 _____（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 _____ 保存しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (16/43)

改 正 案	現 案 行
<p>(1)～(7) 略 (準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と</u>_____、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「<u>当たっては</u>」とあるのは「<u>当たっては、利用者の状態に応じて</u>」と、第59条の18第4項中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第66条</u></p>	<p>(1)～(7) 略 (準用)</p> <p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで_____、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条中</u>_____「<u>運営規程</u>」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、<u>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項</u>_____中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「<u>当たっては</u>」とあるのは「<u>当たっては、利用者の状態に応じて</u>」と、第59条の18第4項中「<u>第59条の5第4項</u>」とあるのは「<u>第59条の26第4項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第64条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設_____</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (17/43)

改 正 案	現 行
<p><u>第1項ただし書において「本体事業所等」という。）</u> の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 略 （利用定員等）</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サー</p>	<p>の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第110条、第130条若しくは第151条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 略 （利用定員等）</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サー</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (18/43)

改 正 案	現 案 行
<p>ビス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、<u>第110条第9項</u>及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、<u>若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておか</p>	<p>ビス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項_____及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、<u>又は</u> _____ 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが _____</p> <p>_____ できるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておか</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (19/43)

改 正 案	現 行
<p>なければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間<u>（第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間）</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略 2～5 略</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略 (準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで_____、第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と_____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略 2～5 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (20/43)

改 正 案			現 行		
<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、<u>指定介護老人福祉施設</u>、<u>介護老人保健施設</u>、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設_____、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>_____</p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、<u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>、<u>指定介護老人福祉施設</u>又は<u>介護老人保健施設</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>
<p>7～13 略 (管理者) 第83条 略</p>			<p>7～13 略 (管理者) 第83条 略</p>		

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (21/43)

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第192条第2項において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。</u>）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条及び第192条第2項において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。</u>）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等</u>を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に</p>	<p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議_____をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (22/43)

改 正 案	現 行
<p>努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第101条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の实情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第100条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第101条 略</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (23/43)

改 正 案	現 行
<p><u>ない。</u></p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間<u>（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」</u> _____ とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知</p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条_____</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条 _____ 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、<u>並びに第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」</u>とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と _____</p> <p>_____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第110条 指定認知症対応型共同生活介護の事業者を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (24/43)

改 正 案	現 案 行
<p>症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の</u></p>	<p>症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第70条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第113条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう_____。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (25/43)

改 正 案	現 行
<p><u>時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、省令第90条第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居_____における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (26/43)

改 正 案	現 行
<p>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第111条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第91条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 略</p> <p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p>	<p>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（管理者）</p> <p>第111条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第91条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2 _____</p> <p>_____とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</p> <p>2～7 略</p> <p>（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (27/43)

改 正 案	現 行
<p>第117条 略 2～6 略</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの</u>評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（<u>サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな</p>	<p>第117条 略 2～6 略</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の<u>従業員</u>に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>_____評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>（管理者による管理）</p> <p>第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス_____、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第122条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければな</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (28/43)

改 正 案	現 行
<p>らない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年</p>	<p>らない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第123条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第127条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (29/43)

改 正 案	現 行
<p>間（第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、<u>第59条の16第2項第1号及び第3号</u>中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護</u>について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>間_____</p> <p>_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条から第36条まで、第38条、第40条、<u>第41条</u>、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項及び第34条</u>_____</p> <p>_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と_____</p> <p>_____、第59条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護</u>について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と、第102条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第138条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (30/43)

改 正 案	現 行
<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第146条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを</u></p>	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 _____ を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第145条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第146条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (31/43)

改 正 案	現 行
<p><u>防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第148条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条</u>_____、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条</u>_____中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と_____、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (32/43)

改 正 案	現 行
<p><u>（従業者の員数）</u></p> <p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。<u>ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第151条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 栄養士_____ 1以上</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (33/43)

改 正 案	現 行
<p>4～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員</p>	<p><u>場合は、この限りでない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は介護支援専門員</p>
<p>9～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。<u>以下同じ。</u>）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行</p>	<p>9～12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう_____）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設的生活相談員、<u>栄養士</u>又は_____機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (34/43)

改 正 案	現 行
<p>われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p> <p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p> <p>第157条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>（地域密着型施設サービス計画の作成）</p> <p>第158条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならないものとする。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 略</p>	<p>われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14～17 略</p> <p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p> <p>第157条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 略</p> <p>（地域密着型施設サービス計画の作成）</p> <p>第158条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議_____をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (35/43)

改 正 案	現 行
<p><u>(栄養管理)</u></p> <p>第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p><u>(口腔衛生の管理)</u></p> <p>第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第169条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第169条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (36/43)

改 正 案	現 行
<p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並<u>びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会（<u>テレビ電話装</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第171条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会_____をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修_____を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会_____</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (37/43)

改 正 案	現 行
<p><u>置等を活用して行うことができるものとする。）</u> 及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 略 (記録の整備)</p> <p>第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間<u>（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、</u>とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と</u></p>	<p>_____ 及び び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2～4 略 (記録の整備)</p> <p>第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条、第36条、第38条_____、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第34条中「定</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (38/43)

改 正 案	現 行
<p>_____、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（設備）</u></p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>	<p><u>期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない</u>_____。</p> <p>(ウ) <u>一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (39/43)

改 正 案	現 行
<p>第182条 略 2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>9 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第187条 略 2・3 略</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われ</u></p>	<p>第182条 略 2～7 略</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>9 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第187条 略 2・3 略</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (40/43)

改 正 案	現 行
<p><u>る性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならぬ。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条、第36条、第38条、<u>第40条の2</u>、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と</u>、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と_____、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「<u>第182条第7項</u>」と、同条第6号中「第177</p>	<p>（準用）</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条_____、第34条、第36条、第38条_____、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第186条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、_____「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「<u>要介護認定</u>」と、第34条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>従業者</u>」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「<u>第182条第7項</u>」と、同条第6号中「第177</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (41/43)

改 正 案	現 行
<p>条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第7項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に</p>	<p>条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号</u>に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第201条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (42/43)

改 正 案	現 行
<p>関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（<u>第8号及び第9号に掲げる記録にあつては、2年間</u>）保存しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、<u>第32条の2</u>、第34条から第38条まで、第40条から<u>第41条まで</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 雑則</p>	<p>関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条_____、第34条から第38条まで、第40条、<u>第41条_____</u>、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項及び第34条_____</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、<u>第59条の13第3項_____</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第22号）（第2条関係） (43/43)

改 正 案	現 行
<p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第203条 <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2. <u>指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第204条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年さくら市条例第1号）（第3条関係）（1/5）

改 正 案	現 行
<p>（基本方針）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以</u></p>	<p>（基本方針）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年さくら市条例第1号）（第3条関係）（2/5）

改 正 案	現 行
<p><u>下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）</u></p> <p><u>第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>（2）当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>（3）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>（揭示）</p> <p>第24条 略</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p>	<p>（揭示）</p> <p>第24条 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年さくら市条例第1号）（第3条関係）（3/5）

改 正 案	現 行
<p><u>（虐待の防止）</u></p> <p>第29条の2 <u>指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>（2）当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>（3）当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第31条 <u>指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。この場合において、当該諸記録のうち介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 <u>指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</u></p> <p><u>（1）～（8） 略</u></p> <p><u>（9）担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービ</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>（1）～（8） 略</p> <p>（9）担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービ</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年さくら市条例第1号）（第3条関係）（4/5）

改 正 案	現 行
<p>ス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(28) 略</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、<u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のう</u></p>	<p>ス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができること。</p> <p>(10)～(28) 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年さくら市条例第1号）（第3条関係） （5/5）

改 正 案	現 行
<p><u>ち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>（<u> </u>委任）</p> <p>第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p>	<p>（規則への委任）</p> <p>第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で </u>定める。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (1/19)

改 正 案	現 案 行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 雑則（第91条・第92条）</u></p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第1項において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条第1項及び第44条第6項において同じ。）</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (2/19)

改 正 案	現 案 行
<p>の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第10条第1項ただし書において「<u>本体事業所等</u>」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 略 （利用定員等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型</p>	<p>の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設_____の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業員の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条第1項において同じ。）の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 略 （利用定員等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (3/19)

改 正 案	現 行
<p>サービスをいう。)、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。))の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごと</p>	<p>サービスをいう。)、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。))の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。))若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。))の運営（同条第7項_____において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （管理者）</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は____同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが_____できるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（運営規程）</p> <p>第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごと</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (4/19)

改 正 案	現 案 行
<p>に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 <u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計</u></p>	<p>に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (5/19)

改 正 案	現 案 行
<p><u>画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>（非常災害対策） 第30条 略</p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>（衛生管理等） 第31条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業</u></p>	<p>（非常災害対策） 第30条 略</p> <p>（衛生管理等） 第31条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (6/19)

改 正 案	現 案 行
<p><u>者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第32条 略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表</p>	<p>(揭示)</p> <p>第32条 略</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）（第4条関係） (7/19)

改 正 案	現 行
<p>者、<u>指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員</u>又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）</u>が参加する場合にあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略 （記録の整備）</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（<u>第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間</u>）保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第44条 略</p>	<p>者、<u>市職員</u> _____又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会_____</p> <p>_____（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 略 （記録の整備）</p> <p>第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（従業者の員数等）</p> <p>第44条 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (9/19)

改 正 案	現 案 行
<p>小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 略 （管理者） 第45条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下_____本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 略 （管理者） 第45条 略 2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (10/19)

改 正 案	現 案 行
<p>又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項及び第73条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令第45条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第72条第2項及び第73条</u>において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、省令第45条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第44条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議</p> <hr/> <p>をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (11/19)

改 正 案	現 案 行
<p>(11) 略 (定員の遵守) 第58条 略 2 前項本文の規定にかかわらず、<u>過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>(記録の整備) 第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。<u>この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しななければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間<u>（第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間）</u>保存しななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>(10) 略 (定員の遵守) 第58条 略</p> <p>(記録の整備) 第64条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しななければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）（第4条関係） (12/19)

改 正 案	現 案 行
<p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第28条の2</u>、第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）<u> </u>の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中</u>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u> </u></p> <hr/> <p><u> </u>第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当</p>	<p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、<u>第31条から第36条まで、第37条</u>（第4項を除く。）<u>から第39条までの規定は</u>、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、<u> </u></p> <hr/> <p><u> </u>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、<u>第28条第3項及び第32条中</u>「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第39条第1項中</u>「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）（第4条関係） (13/19)

改 正 案	現 案 行
<p>該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごと</p>	<p>該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう_____。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居_____ごと</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (14/19)

改 正 案	現 案 行
<p>に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、省令第70条第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第10項までに規定する人員に関</p>	<p>に、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であつて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、当該計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居_____における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項から第9項までに規定する人員に関</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (15/19)

改 正 案	現 案 行
<p>する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第72条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p>3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>省令第71条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>でなければならない。</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、<u>1又は2</u>）とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～7 略</p> <p>（身体的拘束等の禁止） 第78条 略 2 略</p>	<p>する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 （管理者） 第72条 略</p> <p>2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>省令第71条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの</u>でなければならない。</p> <p>第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2 _____ とする。 <u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2～7 略</p> <p>（身体的拘束等の禁止） 第78条 略 2 略</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (16/19)

改 正 案	現 案 行
<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略 (管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（<u>サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。</u>）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(8) 略 (勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会</p>	<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会_____を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) 略 (管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス_____の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第80条 指定介護予防認知 g 症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) _____ (勤務体制の確保等)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (17/19)

改 正 案	現 案 行
<p>を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第85条 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。この場合において、当該諸記録のうち地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間）保存しなければならない。</u></p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、<u>第28条の2、第31条から第</u></p>	<p>を確保しなければならない。</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第85条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間_____保存しなければならない。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（準用）</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条_____、第31条から第</p>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年さくら市条例第23号）
（第4条関係） (19/19)

改 正 案	現 案 行
<p>第5章 雑則</p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第91条 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第92条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定</p>

改 正 案	現 行
<p>した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p>	<p>した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 略</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p>

改 正 案	現 行
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 略</p>
<p>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。第27項において同じ。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。</p>
<p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>24 略</p>	<p>26 略</p>
<p>25 略</p>	<p>27 略</p>
<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p>第10条の4 略</p>	<p>第10条の4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月1日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u></p>	<p>2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和元年度分及び令和2年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条に</p>	<p>(土地に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(<u>令和元年度又は令和2年度</u>における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和元年度分又は令和2年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地</u>であって、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条に</p>

改 正 案	現 案 行
<p>において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額() (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等据置固定資産税額」という。) とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等据置固定資産税額」という。) とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。) とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。) とする。</p>
<p>(農地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(農地に対して課する<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第 13 条 農地に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>) に、当該農地の当該</p>	<p>第 13 条 農地に係る<u>平成 30 年度から令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 _____) に、当該農地の当該</p>

改 正 案	現 行
<p>年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 <u>(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u> を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 _____ を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から <u>令和6年3月31日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3~5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3~5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p>

改 正 案	現 行		
<p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間 (附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 15 条の 2 の 2 略</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項 (同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) 又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定 (次項から第 8 項までにおいて「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="177 1883 786 1933"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用につ</p>	略	<p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項_____において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日_____までの間 (附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 15 条の 2 の 2 略</p> <p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項 (同条第 2 項_____において準用する場合を含む。) 又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同条第 4 項_____において準用する場合を含む。) の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定 (次項から第 5 項までにおいて「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="841 1883 1450 1933"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用につ</p>	略
略			
略			

改 正 案	現 行
<p>いては_____</p> <p>_____、</p> <p>当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>いては、<u>当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条_____において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り</u>、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>

改 正 案	現 行
<p>5 略</p> <p>6 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>7 <u>法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>8 <u>法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>	<p>5 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>

改 正 案	現 行
<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、</u><u>「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第2条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同</p>	<p>第2条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同</p>

改 正 案	現 行
<p>条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第69項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「<u>第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改める。</p> <p>第52条第3項中「<u>第48条の15の5第4項</u>」を「<u>第48条の15の4第4項</u>」に改め、同条第4項から第6項までを削る。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p> <p>附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を</p>	<p>条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「<u>第321条の8第61項</u>」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。</p> <p>第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に_____改める。</p> <p>第52条第4項_____から第6項までを削る。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。</p>

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例の一部を改正する条例(令和2年さくら市条例第16号)(第2条関係)

(3/3)

改 正 案	現 行
削る。	

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第 15 条第 16 項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 16 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 34 項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 35 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額 (令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(法附則第 15 条第 19 項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 15 条第 19 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1) とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合)</p> <p>7 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>(法附則第 15 条第 47 項の条例で定める割合)</p> <p>8 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</p> <p>9 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 宅地等に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。) に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額</p> <p>_____ (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお</p>

改 正 案	現 行
<p>る都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>る都市計画税額 (以下「宅地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>11 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>11 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>	<p>13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け</p>

改 正 案	現 行
<p>る商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</p>	<p>る商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市計画税額」という。) とする。</p>
<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等調整都市計画税額」という。) とする。</p> <p>(農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>15 農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 (以下この項において同じ。) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 (令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額) を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>15 農地に係る平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。)) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 () に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額 () を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「農地調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>

改 正 案	現 行
略	略
<p>16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、<u>第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>16 略</p> <p>17 法附則第15条第1項、<u>第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>18 略</p>	<p>18 略</p>